

施設利用料金の改定について（お知らせ）

令和元年10月1日からの消費税率引き上げに伴い、当公園内施設の利用料金を下記のとおり改定します。（項目のない利用料金については改定はありません。）なお、消費税率の改定が延期された場合は、利用料金の改定について改めてお知らせします。

○愛知県都市公園条例第8条の3第4項に基づく利用料金の額（大高緑地）

指定管理者：愛知県都市整備協会・岩間造園グループ

（単位：円）

施設名	区分	単位	現利用料金の額	10月1日からの 利用料金
水泳場	その他の者（大人 高校生以上）	1人1回につき	460	470
野球場		1面2時間につき	1,650	1,680
		1面4時間につき	3,290	3,350
		1面8時間につき	4,940	5,030
庭球場		1コート 2時間につき	620	630
		1コート 4時間につき	1,230	1,250
		1コート 8時間につき	1,850	1,880
バーベキュー炉	屋外のバーベキュー炉	1基1回につき	510	520
	屋内のバーベキュー炉（附属するテーブル及びベンチを含む。）	1基1回につき	770	780